

**個別受付一般競争入札（指名競争入札）参加資格
審査申請書（建設工事）の受付について【県内業者】**

上板町が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加する資格の審査を受けようとする者で個別受付（共同受付対象外）の申請については、次のとおり一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）を提出してください。

1. **提出期間**：毎年2月1日～3月31日の2ヶ月間（期間中の土曜日並びに日曜、祝祭日を除く）
※ 新規業者提出の場合は随時受付致します。
2. **提出先**：上板町役場 建設課
3. **提出方法**：持参又は郵送
※持参の場合の受付時間は午前9時～午後4時30分まで
 （土曜日並びに日曜、祝祭日を除く）
4. **有効期限**：受付月の属する年の4月1日から翌々年3月31日まで

No	提出書類一覧
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事） ※ 統一様式で可
2	営業所一覧表(様式第2号) ※複数の建設業法上の営業所がある場合
3	登記事項証明書（法人）、身分証明書(個人) (いずれも原本)
4	労災保険料納付済証明願 又は 労災保険未加入確認願 (いずれも原本)
5	社会保険料納入確認(又は証明)書(原本)
6	建設業労働災害防止協会加入証明書 経審時の写し可
7	営業所の見取図及び写真
8	暴力団排除に関する誓約書
9	業者カード(写し可)
10	特殊機械所有状況等報告書 ※舗装、道路区画線工事を希望する場合
11	建設業法に基づく建設業の許可を受けることを証明する書面
12	使用印鑑届(様式第3号)
13	工事経歴書
14	納税証明書（写し可）及び町税等の納税状況調査同意書（代表者が町内に在住する場合）

15	建設業・林業等退職金共済組合加入・履行証明書
16	経営事項の審査の結果を証明する書面（経審の写し）
17	その他町長が別に定める書類

5. 注意事項：

- ・ 様式は国交省の様式または徳島県様式のどちらでも可能。
- ・ 提出書類は上記一覧の順に綴じて提出すること。（指定は無いがファイル綴じが望ましい）
- ・ 各証明書類は申請書提出時の直前3ヶ月以内の発行のものとする。

6. 提出書類の詳細：

No.1：一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書について

電話番号及びFAX番号は必ず主たる営業所の番号を記載してください。

No.5：社会保険料納入証明書（写し可）について

① 社会保険の強制適用事業所（法人及び従業員5人以上の個人事務所）の場合

社会保険適用事業所は、社会保険事務所発行の社会保険料納入証明書を提出してください。尚、健康保険の適用除外申請をしている事業所は、これに換えて所属する国民健康保険組合発行の健康保険料納入証明書を提出してください。

② その他個人事務所の場合（事業主分のみ）

所属する国民健康保険組合又は市町村発行の国民健康保険料（税）納付証明書を提出してください。尚、事業主が世帯主でない場合は、国保世帯主の納付証明書を提出してください。

No.6：建設業労働災害防止協会加入証明書について

建設工事のうち、土木一式工事又は建築一式工事の経営事項審査を受審して申請する場合は提出の必要があります。

No.7：営業所の見取図及び写真（徳島県様式で可）について

外観写真、内部写真、機械器具・保管資材の写真を各2枚、計6枚提出してください。尚、白黒コピーは不可です。

No.8：暴力団排除に関する誓約書 上板町様式について

上板町ホームページ参照

No.9：業者カード（上板町様式又は徳島県様式）について

上板町ホームページ参照

No.10：特殊機械所有状況報告書（徳島県様式で可）について

舗装工事・道路区画線工事を希望する場合は、必ず提出してください。

No.12：使用印鑑届について

社印を押した原本を提出してください。

No.13：工事経歴書について

- ・町内業者は不要。但し、町内業者であっても新規申請の場合は必要。
- ・審査基準日直前の2年間の主な完成工事及び未成工事について記載してください。
尚、本様式は経営事項審査申請書に添付した工事経歴書（直前2年分）の写しでも可能。

No.14：納税証明書（写し可）について

《町内に営業所を有する者》

直前1年間における上板町が発行する法人町民税、固定資産税、軽自動車税等の納入状況についての証明書、及び直前1年間における消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書を提出してください。

《代表者が町内に住所を有する者》

直前1年間における上板町が発行する町民税、固定資産税、軽自動車税等の納入状況についての証明書を提出してください。

《町外建設業者》

直前1年間における法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書を提出してください。

尚、非課税の場合も納税証明書は発行されますので提出してください。

問い合わせ先

徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地

上板町役場 建設課

電話 088-694-6812（建設課）

FAX 088-694-5903（建設課）

E-mail ke@kamiita.i-tokushima.jp（建設課）